

# 温故知新

## 【473】 地域医療を支えて半世紀

近藤 益夫 さん



こんどう ますおさん／昭和 15 年 2 月、豊富町生まれ／77 歳／幸町在住

「津別に来たときは、活気がありながら人々が穏やかな町という印象でした。これまで多くの方と知り合い、親しく交流していただいたことを感謝しています」と、9 月末での勇退を前に、津別で過ごした日々を振り返る丸玉産業津別病院名誉院長の近藤益夫さん。昭和 44 年 5 月に着任以来、外科医として、また院長として半世紀近くにわたり地域医療を支えてこられました。

宗谷管内豊富町生まれの近藤さんは、地元の中学から旭川北高等学校へ進学。父親が獣医師だったこともあって早くから医学の道を目指し、卒業後は札幌医科大学に入学します。大学では勉学の傍ら準硬式野球部に所属しセンターとして活躍しました。

大学卒業後、研修医、南茅部町の病院勤務を経て津別病院に着任。近藤さんが 29 歳のときでした。当時は外科医 1 人、内科医 1 人の医師 2 人体制で業務は多忙を極め、二日に一度の当直など昼夜を問わず奮闘します。「製材工場や林業関係の事業所が多かったことから、作業中の外傷で運び込まれる患者さんも少なくありませんでした。学校の健康診断や予防接種の時期には、町内の各地にあつた小・中学校を走り回ったことを覚えています」。

長きにわたる地域医療への貢献により、昭和 59 年と平成 15 年に津別町功労表彰（社会福祉功労者）を、平成 25 年には町長顕彰を受賞されました。また、平成 23 年秋には瑞宝双光章を受章されるなど数々の栄誉にあずかりました。

趣味はゴルフ。平成 2 年に始まった町民ゴルフ大会では、第 1 回から 15 回まで実行委員長を務めていただきました。

長い間、町の医療を支えていただきありがとうございます。

# 青春

くろーずあつぷ



子どもたちに英語を教える A L T  
ジョンソン・リーさん

ジョンソン・リーさん／28 歳／アメリカ生まれ／津別町教育委員会語学指導助手

津別に赴任して 2 年目を迎える A L T（語学指導助手）のジョンソン・リーさん。こども園から小学校、中学校、高校まで児童・生徒たちに英語を教えています。この一年、授業を通じて感じた津別の子どもの印象は「礼儀正しく、勉強の意欲もあります」と笑顔で話します。

アメリカ・オハイオ州出身のジョンソンさんは、オハイオ州立大学で経済学を専攻。同時に経済力のあるアジアに興味を持ち、日

本語を学びました。将来は日本で金融関係の仕事に就くことが目標です。

津別は自然が豊かで、気候も故郷に似ていて住みやすいというジョンソンさんは、地域での交流にも積極的です。郷土芸能・山鳴太鼓保存会に参加し、町内の祭りや催しで大太鼓を叩く勇姿を披露。また、町内のバスケットボールチームにも加入しており、長身を活かしポイントゲッターとして活躍しています。



## 9 月も水分補給を！

暑さがひと段落しても、からだに水分は必要です。引き続き、水分を意識して摂るようにしましょう！

- ◎時間を決めてこまめに水分を摂る
- ◎寝る前、起きてすぐも水分を摂る

- ・お酒は水分補給にならず、アルコールによりかえって脱水になります。お酒を飲んだあとは特に水分を補給しましょう。
- ・また、たくさん汗をかいたときは、ナトリウム補給にひとつまみの塩と、カリウム補給に果物や野菜を水分と一緒に摂りましょう。

《水分は夏だけでなく、1 年中必要です》

## 野菜を食べよう、1 日 350g！

野菜を知ろう：先月の野菜はセロリでした。今月は野菜の中でもカルシウムをはじめ、ミネラルが豊富で、名前の由来は原産地の小松川村からきているようです。ビタミンも豊富な緑黄色野菜は？

# 税

## 町道民税の特別徴収（給与と天引き）について

町道民税の納め方は、本人が納付書（または口座振替）で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておき、替わって納める特別徴収があります（年金所得者には年金から徴収する制度もあります）。

普通徴収は 1 年分の税額を、4 回に分けて納めます。特別徴収は 1 年分の税額を、12 回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1 回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。

《事業主の方へお願い》  
所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の町道民税を特別徴収することが法律（地方税法及び町税条例）により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出（毎年 1 月末日限、する時に、特別徴収分として）提出ください。翌年度から特別徴収を開始いたします。また、給与からの天引き額は、あらかじめ町で計算して事業主の方へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。さらに、11 月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひ特別徴収の導入をご検討願います。

## 離乳食教室に参加しませんか？

7～12 ヶ月児の保護者を対象にした離乳食教室を開催します。教室内容は離乳食の進め方と試食などです。気軽に参加してみませんか？

日時 10 月 3 日（火）午前 9 時から 11 時  
内容 講話と調理実習  
場所 町民会館 1 階和室、調理研修室  
持ち物 エプロン、持っている方はお子さん用のスプーン、エプロン、おんぶひも、お子さん用のおもちゃ

参加費 無料  
申込締切 9 月 27 日（水）  
※参加人数が少ない場合は、教室を中止する場合があります。

申し込み・問い合わせ先  
保健福祉課  
健康医療グループ  
☎ 76-2151（内線 231）

